		(km) **	
RSBN	AA8	50	125/175*
RLS2（タイプ１）（機上受信機）	BD	410	432
RLS2（タイプ１）（地上受信機）	BA	50	250/275*
RLS2（タイプ２）（機上受信機）	BC	150	432
RLS2（タイプ２）（地上受信機）	AA2	50/75*	300/325*
RLS1（タイプ１及び２）（地上受信機）	AB	125/175*	400/450*
他の ARNS 地上局	非該当	125/175*	400/450*
他の ARNS 機上局	非該当	410	432

*　50% ≤陸上パス ≤ 100% / 0% ≤陸上パス ＜ 50%

**　移動業務受信基地局の調整距離は、ARNS 局を移動業務から保護するためであり、ARNS 局からの移動業務受信基地局の保護を確保するものではない。

追　　決議第 761（WRC-15）　第一地域及び第三地域の 1452-1492MHz の周波数帯における International Mobile Telecommunications と放送衛星業務（音声）との両立性

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下に留意し、

a)　ITU-R 勧告 M.1459「航空移動業務におけるテレメトリシステムの保護基準並びに 1452-1525 MHz 及び 2310-2360 MHz の周波数帯における静止放送衛星業務と移動衛星業務との共用を促進するための軽減技術」

b)　無線通信局（ITU-R）の研究には、調整の際に利用することができるであろう、放送衛星業務（BSS）の地球局を保護するための電力束密度（pfd）のレベルに関する有益な情報が含まれていること。

以下を認識し、

a)　1452-1492MHz の周波数帯は、BSS（音声）及び移動業務（MS）に一次的基礎で分配されていること。

b)　BSS（音声）と MS との共用条件は、現在、第 9.11 号により規定されていること。

c)　調整に合意したとしても、今後３年の間に運用開始となる IMT システムのみが保護され、かつ、その３年間限りであることから、第 9.11 号の適用は IMT の長期安定的な運用を保証するものではないこと。

d)　1467-1492MHz の周波数帯における BSS（音声）に対する調整要求が、無線通信局に出されていること。また、一部の BSS（音声）衛星システムが、WRC-19 よりも前に打ち上げられようとしていること。

以下を考慮し、

a)　現在、第 21 条には、MS を保護するための 1452-1492 MHz の周波数帯における電力束密度（pfd）の制限値が規定されていないこと（業務エリア保護）。

b)　IMT と BSS とによる 1452-1492MHz の周波数帯の共用に関しこれまで実施された技術的及び規制面の研究結果については本世界無線通信会議では合意に達しなかったこと。

c)　IMT システムの境界では、pfd 制限値が存在しないこと。また、この周波数帯に導入される IMT システムは、隣接国で導入される BSS（音声）システムの保護のため、第 9.19 号に基づく調整手順を適用しなければならないこと。

以下を更に認識し、

a)　本世界無線通信会議が、1452-1492MHz の周波数帯を世界的規模で IMT に特定したこと。

b)　1452-1492MHz の周波数帯における BBS（音声）と MS との適切な共用基準を確立するために両立性の研究を完了する必要があること。

以下を ITU-R に要請することを決議し、

1　第一地域及び第三地域の 1452-1492MHz の周波数帯における IMT と BSS（音声）との両立性を確保することを視野に、IMT 及び BSS（音声）の運用上の要求を考慮しつつ、適切な規制面及び技術的な研究を WRC-19 に間に合うように行うこと。

2　上記 ITU-R に要請する決議事項　1 に従い行われた研究に基づき、とりわけ、1452-1492MHz の周波数帯における IMT 及び BSS（音声）の長期的安定性を容易にするために執りうる規制上の措置を準備すること。

以下を 2019 年世界無線通信会議に要請し、

上記結果を検討し、適宜、必要な措置を執ること。

以下を連合員に要請し、

1　上記研究に関わる ITU-R の活動に積極的に参加すること。

2　第一地域では、WRC-19 が相互調整のための規制上及び技術的条件を定義するまで、留意事項 b）を考慮しつつ、IMT システムと BSS 地球局との間の相互調整の必要性を決定するため、ITU-R 研究を指針として使用すること。

3　第三地域では、WRC-19 が相互調整のための規制上及び技術的条件を定義するまで、留意事項 b）を考慮しつつ、BSS 地球局保護のための相互調整の必要性を決定するため、ITU-R 研究を指針として使用すること。

以下を無線通信局長に指示する。

ITU-R 要請決議事項 1 で示された研究の結果を WRC-19 の議題 9.1 に基づき WRC-19 へ報告すること。

追　　決議第 762（WRC-15）　プランに従うことを条件としない 6 GHz 帯及び 10/11/12/14 GHz 帯の固定衛星及び放送衛星業務網のための第 11.32A 号に基づく有害な混信の可能性を評価する電力束密度基準の適用

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　プランに従うことを条件としない 6 GHz 帯及び 10/11/12/14 GHz 帯は、運用中の衛星により静止衛星軌道の周りで 2-3° ごとに広範に使用されていること。

b)　現在、これらの帯域に対して多くの衛星通信網が ITU 無線通信部門に提出されていること。

c)　主管庁が新しく衛星通信網を導入しようとする際に、上記の要因が大きな支障となっていること。

d)　第 11.32A 号に基づく有害な混信の発生可能性を評価するより詳細な評価基準は、新たな割当てに対する不当な保護要求を減らす可能性があること。

e)　これらの帯域における周波数の逼迫並びにこれらの帯域における技術及びアプリケーションの進展により、実用上の衛星は、実際には比較的似通った技術パラメータを使っているように見えること。

f)　より似通った技術パラメータを使用することは、スペクトルの有効利用を容易にし、新たな衛星通信網導入の支援になること。

g)　電力束密度（pfd）閾値の使用は、より似通った技術パラメータの使用を促し、スペクトルの有効利用を支援すること。

以下を決議し、

1　5725-5850MHz（第一地域）、5850-6725MHz 及び 7025-7075MHz（地球から宇宙）の周波